

下記の業務委託について、公募型簡易プロポーザルに係る手続開始にあたり、参加希望者の募集を行うので公告する。

令和2年9月18日

静岡県知事 川勝平太

1 業務概要

(1) 業務名

令和2年度富士山富士宮口五合目来訪者施設整備推進計画策定業務委託

(2) 業務内容

富士山富士宮口五合目レストハウスの再建設に向け、整備推進計画の策定を行う。

(3) 履行期間

令和3年3月26日（金）

(4) 契約限度額

18,140千円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 参加表明書及び技術提案書を提出するために必要な要件

静岡県における建設関連業務の委託に係る競争入札参加資格の認定を受けている者のうち、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 静岡県における建設関連業務の委託に係る競争入札参加資格のうち、静岡県内に本社又は営業所を有し、かつ土木関係建設コンサルタント業務に係る競争入札参加資格の認定を受けているものであり、加えて総合点数が300点以上であること。
- (3) 建設コンサルタント登録規程（昭和52年4月15日建設省告示第717号）に基づく「都市計画及び地方計画部門」の登録を受けていること。
- (4) 下記に示す業務について、平成22年度以降に完了した実績を有すること。（元請として完了したものに限る。）ただし、設計共同企業体としての実績は認めない。
 - ・国、地方公共団体又は特殊法人等発注の公共建築物の整備に関する構想、計画、設計いずれかに係る業務
- (5) 下記に示す、アを満たす管理技術者を当該業務に配置できること。なお、参加表明書の提出期限までに当該登録を受けていない場合であっても登録資格を有していれば参加表明書を提出することができるが、この場合、参加表明書提出時に当該資格の登録申請書の写しを提出するものとし、当該業者が選定されるためには選定通知の日までに登録を受け、登録書の写しを提出しなければならない。

ア 1級建築士
- (6) 参加表明書の提出期限の日から契約の時までの期間に、静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱（平成元年8月29日付け管第324号）に基づく入札参加停止を受けていないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (8) 次のアからキまでのいずれにも該当しないこと。

- ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
- イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
- ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
- エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
- オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

3 説明書等の交付期間、交付場所及び交付方法

(1) 交付期間

令和2年9月18日（金）から令和2年10月6日（火）まで

(2) 交付場所及び交付方法

静岡県公式ホームページ「スポーツ・文化観光部文化局富士山世界遺産課」にて無償交付する。

<https://www.pref.shizuoka.jp/bunka/bk-120/>

4 参加表明書及び技術提案書の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、次により参加表明書及び技術提案書を提出すること。

(1) 提出期間

令和2年9月18日（金）から令和2年10月7日（水）（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の毎日午前9時から午後4時までの間

(2) 提出先

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9-6

静岡県スポーツ・文化観光部文化局富士山世界遺産課企画交流班

電話番号：054-221-3747 FAX：054-221-3757

(3) 提出方法

上記提出先まで持参により提出することとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

5 ヒアリング以降の審査対象者の選定

参加表明書及び技術提案書を提出した者が5者を超えた場合は、「予定技術者の経歴」及び「企業の業務実績・能力等」の評価を行い、評価の上位5者程度をヒアリング以降の審査対象者として選定する。

ヒアリング以降の審査対象者に選定された者に対しては、選定通知書により令和2年10月12日（月）までに通知する。

6 非選定理由に関する事項

- (1) 参加表明書及び技術提案書を提出した者のうち、ヒアリング以降の審査対象者に選定されなかった者に対しては、選定されなかった旨と、その理由（非選定理由）を書面（非選定通知書）により令和2年10月12日（月）までに通知する。
- (2) (1)の通知を受けた者は、非選定通知の翌日から令和2年10月19日（月）午後4時まで（土曜日及び日曜日を除く。）に、書面（様式自由）により発注者に対し、非選定理由について説明を求めることができる。
- (3) 説明を求められたときは、説明を求めた者に対し、令和2年10月26日（月）までに回答する。
- (4) (2)の書面は4(2)に示す静岡県スポーツ・文化観光部文化局富士山世界遺産課企画交流班まで提出すること。ただし、書面は持参により提出することとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

7 契約予定者を特定するための基準

- (1) 次に掲げる評価項目を勘案し、評価が最も高い者を契約予定者として特定する。ただし、評価の最も高い者が2者以上あるときは、その中で見積額の最も低い者を特定することとし、また、見積額の最も低いものが2者以上あるときは、当該者のくじ引きにより契約予定者を特定する。
 - ア 配置予定技術者の技術者資格、業務経験、CPD及び手持ちの業務量
 - イ 企業の業務成績、優良業務委託表彰、ISOの取組
 - ウ 当該業務の業務理解度、実施手順、特定テーマに対する技術提案の的確性、実現性
- (2) 契約予定者に特定された者に対しては、特定通知書により令和2年10月20日（火）までに通知する。

8 非特定理由に関する事項

- (1) 技術提案書を提出した者のうち、契約予定者に特定されなかった者（「5 ヒアリング以降の審査対象者の選定」によりヒアリング以降の審査対象者に選定されなかった者を除く。）に対しては、特定されなかった旨と、その理由（非特定理由）を書面（非特定通知書）により令和2年10月20日（火）までに通知する。
- (2) (1)の通知を受けた者は、非特定通知の翌日から令和2年10月27日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）に、書面（様式自由）により発注者に対し、非特定理由について説明を求めることができる。
- (3) 説明を求められたときは、説明を求めた者に対し、令和2年11月4日（水）までに書面により回答する。
- (4) (2)の書面は、4(2)に示す静岡県スポーツ・文化観光部文化局富士山世界遺産課企画交流班まで提出すること。ただし、書面は持参により提出することとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

9 その他

- (1) 詳細は、令和2年度富士山富士宮口五合目来訪者施設整備推進計画策定業務委託業務説明書による。
- (2) 募集に係る説明会は行わない。
- (3) 契約手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (4) 照会窓口は、静岡県スポーツ・文化観光部富士山世界遺産課企画交流班(電話番号 054-221-3747)とする。